

## 中小 M&A ガイドライン遵守に関するご説明

株式会社特定技能支援センター

当社は、中小企業庁が定める中小 M&A 支援機関として、同庁が策定した中小 M&A ガイドラインに則り、下記事項を遵守致します。

### 1. FA 契約（フィナンシャルアドバイザー契約）の締結について

業務形態の実態に合致した FA 契約を締結し、契約締結前に依頼者様に対し FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者様の納得を得ます。特に重要な点は以下のとおりです。

- ① 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
- ② 提供する業務の範囲およびその内容（マッチング、交渉、スキーム立案等）
- ③ 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
- ④ 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
- ⑤ 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）
- ⑥ テール条項（テール期間、対象事項等）  
※テール条項：M & A 支援機関と依頼者間の業務委託契約が終了した後一定期間(テール期間)内に、M & A 成立した場合に M & A 支援機関が手数料を請求できる条項
- ⑦ 契約期間
- ⑧ FA 契約の中途解約に関する事項

### 2. 最終契約の締結

最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者様に対して再度の確認を促します。

### 3. クロージング

クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

#### 4. 専任条項

- ① 依頼者様が他の支援機関の意見を求めたい部分を FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者様に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示の禁止、相談先を法令上または契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定する等、情報管理に配慮します。
- ② 専任条項を設ける場合には、FA 契約の契約期間を最長でも 1 年を目安として定めます。

#### 5. テール条項

- ① テール期間は 2 年～3 年以内を目安とします。
- ② テール条項の対象は、当社が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った対応をします。

2021 年 11 月 20 日